

山梨県公報

監査対象箇所及び監査期日	監査年月日
監査箇所 政策秘書室 秘書課 平成十八年四月十七日	平成 18 年 9 月 11 日

監査の結果に関する報告の公表

目次

山梨県監査委員会 第十号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定に基づき執行
した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。
平成十八年十一月二十七日

同 同 山 梨 県 監 察 委 員

企画部	平成 18 年 10 月 23 日
企画課	
新行政システム課	
北富士演習場対策課	
情報政策課	
統計調査課	
リニア交通課	
県民室	平成 18 年 10 月 27 日
県民生活課（安全・食育推進室）	
生涯学習文化課	
青少年課	
男女共同参画課	
国際課（スポーツセンター）	
議会事務局	"
出納局	平成 18 年 10 月 31 日

会計課
管理課
工事検査課

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

教育委員会	平成 18 年 11 月 2 日
総務課	
福利給与課	
学校施設課	

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									
指導 (件)	6	9	2			7			24
注意 (件)						3			3
合 計	6	9	2			10			27

6 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
- (2) 支出に関する事項

- ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- ② 支出負担行為伺いの事務処理に不備があり改善を要するもの
- ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
- ④ 雑部金振替処理に不備があり改善を要するもの

- (3) 給与に関する事項
- (4) 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの

- (1) 契約に関する事項
- (2) 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
- (3) 隨意契約の契約方法に不適切な処理があり改善を要するもの

- (1) 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
- (3) 口頭注意事項

- (1) 指摘事項
- (2) 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項

- (1) 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

2 監査対象期間

平成 17 年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、職員からの事情聴取により実施した。

- (1) 指摘事項
- (2) 文書指導事項
- (3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。